

明石市ヌートリア防除実施計画

令和3年2月

目 次

1	計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	特定外来生物の種類・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	防除を行う区域・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	防除を行う期間・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	現 状・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(1) 生息状況・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(2) 被害状況・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(3) 捕獲状況・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6	目 標・・・・・・・・・・・・・・・・	5
7	防除の方法・・・・・・・・・・・・・・・・	5
8	調査研究・・・・・・・・・・・・・・・・	10
9	普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・	10
10	様式類・・・・・・・・・・・・・・・・	12

1 計画策定の背景と目的

(1) 外来種問題の発生と取組

外来種は、本来生息していない種が人為的に持ち込まれることで、その地域の自然の安定性や人間生活が乱されるという問題があります。

平成 14 年の生物多様性条約締結国会議では、「外来種の侵入の予防」、「初期段階の発見と予防」、「定着した外来種の駆除・管理」に積極的に取り組んでいくことが決議されました。日本の新・生物多様性国家戦略でも、生物多様性危機の原因のひとつに外来種があげられています。

このような状況を受けて、平成 16 年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」と表記します。）が公布され、同 17 年 6 月から施行されています。

この法律は、外来生物による生態系、人の生命や身体及び農林水産業への被害を防止することを目的としており、そのような被害を及ぼす生物を「特定外来生物」として指定し、野外へ放つことが厳しく禁止されるとともに、輸入・販売・飼育も原則禁止され、安易な飼育や野生化に歯止めがかけられました。

また、既に野生化している特定外来生物については、地方自治体などが「防除実施計画」を策定し、捕獲・処分等の「防除」※が実施できることになりました。

※ 防除とは

特定外来生物による被害を防止するための捕獲及び処分、侵入の予防措置、被害発生の防止措置のことをいいます。

(2) ヌートリアの特定外来生物への指定

ヌートリアは南米原産で、本来日本には生息していませんでした。丈夫で育てやすく、柔らかい上質な毛皮が安価に入手できるため、第二時世界大戦頃には世界中で軍隊の防寒服用に飼育され、日本では 1939 年にフランスから 150 頭が輸入されて飼育が奨励され、そのため 1944 年頃には、全国で 4 万頭が飼育されていました。しかし、終戦後、毛皮の需要が激減し、その多くが野外に放逐され、1950 年代の毛皮ブームで飼育が流行したものの、その後の毛皮価格の暴落に伴い、大多数が野に放たれ、野生化し、繁殖を続けるようになりました。こうして野生化したヌートリアは、深刻な農業被害や生態系被害をもたらす動物として外来生物法に基づく「特定外来生物」に指定されました。

(3) 本市におけるヌートリア対策

① ヌートリア問題の発生

本市では、昭和 60 年頃から生息が確認されていましたが、その後、生息域が急速に広がり生息頭数も増加していると予想されます。

それに伴い、イネや葉野菜などに対する食害や、水田の畦の破壊等農業被害や在来の生態系への被害も危惧されています。

② これまでの本市におけるヌートリア対策

農業被害に対応するため、農地への侵入防止策とあわせて「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(以下「鳥獣保護管理法」と表記します。)に基づく有害鳥獣捕獲が行われてきましたが、増加傾向にあるヌートリアの生息頭数や被害を低減するには至っていません。

③ 今後のヌートリア対策

ヌートリアは前記のとおり、本来、日本には生息すべきでない動物であり、本市においても、従来の対症療法的な被害防止対策から、計画的で効率的な対策に取り組めます。

(4) 第2・第3のヌートリア問題が発生しないように

ヌートリアが野生化し、被害を及ぼすようになったのは、ヌートリアを毛皮取得のために安易に輸入し、毛皮のブームが去ると同時に無責任に捨てたり、不十分な管理により逃亡された人間の責任といえます。

今後は、我々人間が、家庭で動物を飼う責任を十分に理解し、ヌートリアの悲劇を繰り返さないように努めていくとともに、人間の責任で被害が発生したという事実を充分認識した上で防除に努めていく必要があります。

2 特定外来生物の種類

ヌートリア (学名: Myocastor coypus ミュオカストル・コイプス)

3 防除を行う区域

明石市全域

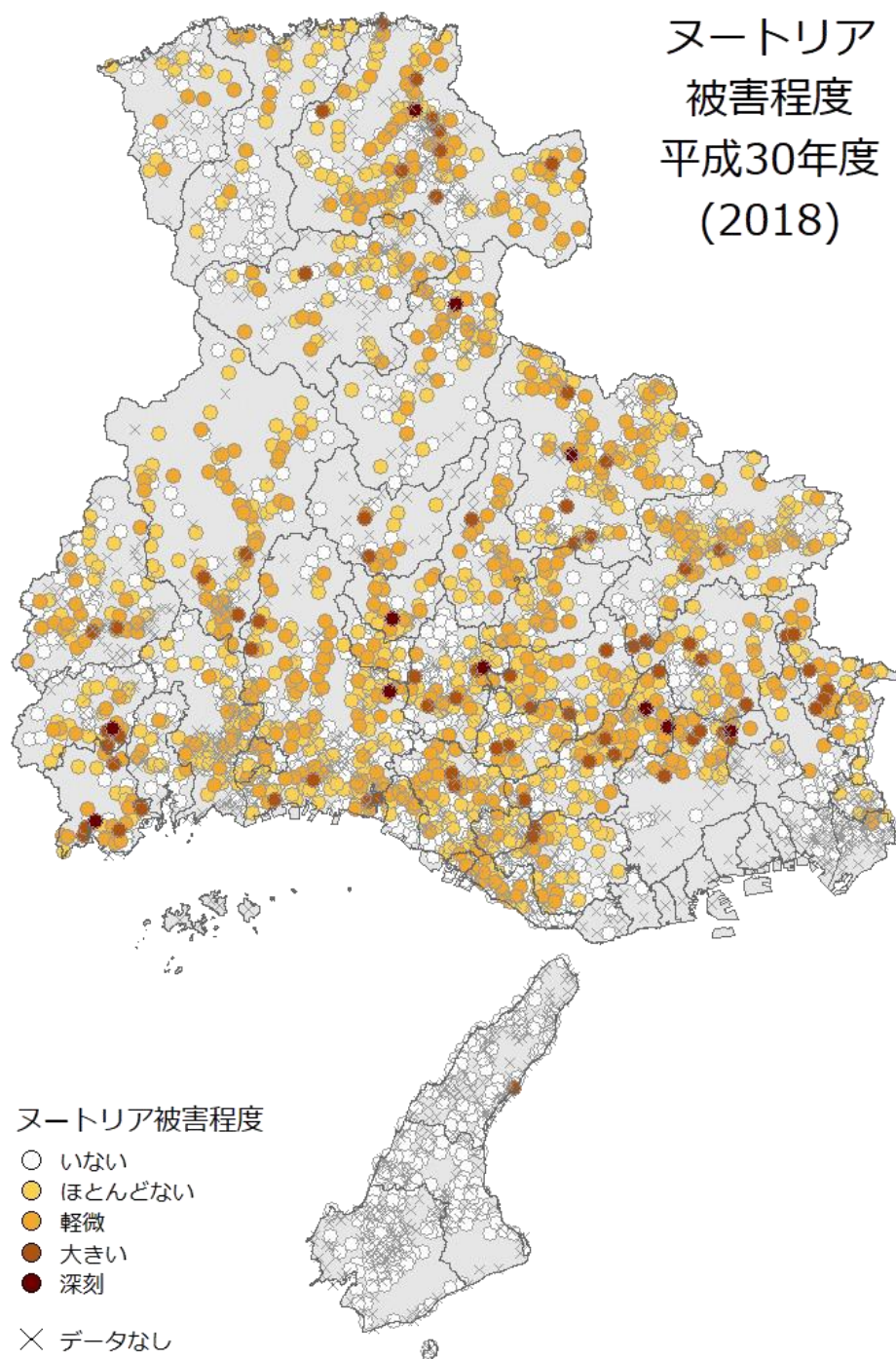
4 防除を行う期間

防除実施計画確認の日から令和13年3月31日まで

5 現 状

(1) 生息状況

「平成 30 年鳥獣害アンケート」(兵庫県森林動物研究センターによる)の集計結果によると、明石市では、これまで市内全域で生息が確認されています。



(兵庫県野生動物保護管理データ集より抜粋)

(2) 被害状況

明石市には 100 を超えるため池と 4 本の主要河川があり農業耕作地も市内全域に存在することから、ヌートリアの生息条件に合致しており、年間を通じて畑の野菜類の食害、田植え時期以降の水稻被害が多い。また海岸に出没した事例もあり、子供が不用意に近づき怪我をする危険性があるのではと、近隣の住民から通報を受けることもあります。

ヌートリアによる被害作物

水稻、さやえんどう、トウモロコシ、レタス、キャベツ、トマト、白菜、ブロッコリー、イチゴ、西瓜、サツマイモ、いちじく等

(3) 捕獲状況

ヌートリアの捕獲実績については、平成 29 年度は 9 頭、平成 30 年度は 3 頭、平成 31 年度（令和元年度）は 19 頭を捕獲しています。

しかし、農家等から報告されない事例があることも予想されることから、実際の生息頭数はさらに多いものと推定されます。

6 目 標

本市においては、ヌートリアの生息が広い範囲に拡大しており、その生息頭数もかなり多いものと考えられるため、本計画期間の目標は、被害の低減及び生息頭数の減少とします。なお、計画期間中においても、必要に応じて目標設定の変更を行うものとします。

7 防除の方法

(1) 捕獲及び処分

① 捕獲重点地域の設定

捕獲を行う際には、鳥獣害アンケート結果や市民からの通報等により詳細な生息状況及び被害状況の調査を行って、重点的に捕獲を行う地域や監視体制を強化する地域を設定します。

② 捕獲方法

ヌートリアの生息環境、錯誤捕獲の防止、捕獲効率、捕獲事例、捕獲体制等を勘案し、原則として箱わなによる捕獲とします。

③ 捕獲体制

ア 捕獲班の編成

計画的で効果的な捕獲を実施するため、地域の実情に精通した捕獲技術者を構成員とする捕獲班を編成します。

イ 捕獲班の構成

捕獲班を構成し捕獲に従事する者（以下「捕獲従事者」と言います。）は、原則として、使用する猟具に応じ、鳥獣保護管理法による狩猟免許を有する者とします。

ただし、次の要件を全て満たしている場合で地域の合意が得られる場合には、狩猟免許を有しない者であっても捕獲従事者に含むことができることとします（銃器を使わない場合に限りです）。

【狩猟免許を有しない者の参加要件】

- ・ 市町、一般社団法人兵庫県猟友会、又は県が認める機関が実施する適切な捕獲と安全に関する知識及び技術についての講習又は指導を受けた者
- ・ 良識があり、必要に応じていつでも、迅速に捕獲に従事できる自治会・農会等の地域の代表者、市内の農業協同組合の組合員である農業者若しくは職員又は猟友会会員

※ 免許非所持者が捕獲行為を行う場合は、網・わな猟免許を所持する者が必ず同行し、免許非所持者を指導・監督することを条件とします。ただし、市内の農業協同組合の組合員である農業者若しくは職員が農業被害の軽減のため捕獲行為を行う場合又は猟友会会員が捕獲行為を行う場合、免許を所持する者の同行を必要としないこととします。

※ 捕獲行為を行う場所を管理する者の同意を得ることとします。

（参考） 捕獲行為とは

捕獲行為とは、わな猟の場合、捕獲ができるようにわなを仕掛けることをいい、単に見回りを行うことは、捕獲行為には当たりません。

ウ 捕獲従事者台帳の整備等

本市から捕獲従事者に対し捕獲の内容を具体的に指示するとともに、従事者の担当地域、狩猟免許の有無等について記載した台帳（様式第1号）を整備します。

④ 捕獲に係る留意事項

本市及び捕獲従事者は、捕獲を実施する際には、次の事項に充分留意することとします。

ア 錯誤捕獲の防止

- ・ 目撃情報や被害情報の分析、足跡、糞、食痕等のフィールドサインの確認、あるいは、侵入経路の把握等により、わなの適切な設置場所、設置期間を判断します。
- ・ 夜間に捕獲されることが多いため、わな設置期間中は、原則として朝を中心に一日一回以上の巡視を行うこととします。

イ 事故の発生防止

- ・ 事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、捕獲従事者は市町が発行する捕獲従事者証(様式第2号)を携帯するものとします。
- ・ わなを設置した場所の周辺で子供が遊ぶことなどがないか等周辺への安全確保を徹底します。また、事故防止の観点から、必要に応じて設置を夜間に限定するなど地域の実情に応じた対策を講じることとします。
- ・ 捕獲に使用するわなには、猟具ごとに、市町発行の外来生物法に基づく防除である旨を記載した金属性又はプラスチック製の標識に、捕獲従事者の住所、氏名、電話番号等の連絡先及び捕獲期間を記載し装着することとします(文字の大きさは1文字あたり縦横1cm以上)。

ウ 防除区域及び期間の配慮

- ・ ヌートリア以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避けることとします。
- ・ 鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲にあたっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう実施することとします。
- ・ わなの設置にあたり、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう実施することとします。

エ 捕獲に係る禁止及び制限措置

- ・ 鳥獣保護管理法第12条第1項第3号又は第2項で禁止又は制限された捕獲を行わないこととします。
- ・ 同法第15条第1項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法により捕獲を行わないこととします。
- ・ 同法第35条第1項に基づき指定された特定猟具使用禁止区域(銃器)では、同区域内において使用を禁止された猟具(銃器)による捕獲を行わないこととします。
- ・ 同法第36条に基づき危険猟法として規定される手段による捕獲を行わないこととします。
- ・ 銃器による捕獲を行う場合は、鳥獣保護管理法第38条において禁止されている行為を行わないこととします。なお、本市では箱わなを使用することとしているため、上記の規定は通常は適用されません。

⑤ 捕獲個体の処分

ア 処分方法

捕獲したヌートリアは、原則として、できる限り苦痛を与えない適切な方法により殺処分することとします。

その方法として、捕獲場所から処分場所へ運搬し、麻酔薬の二段階注射、炭酸ガス等の方法による安楽死処分のほか、ヌートリアが処分場所等へ長時間かけて運搬される場合にヌートリアにかかるストレスや運搬が困難な場所での捕獲を勘案するとともに、運搬従事者の感染症等への危険性を勘案し、捕獲現場で炭酸ガスを用いた安楽死処分等を行うなど適正に処分することとします。

イ 処分の例外

捕獲個体について、学術研究、展示、教育やその他公益上の必要性があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ている者に譲り渡すこととします。

なお、いわゆる里親制度として、引取り飼養等を希望する団体に捕獲個体を引き渡す場合には、市町は、飼養の目的等を確認の上、譲渡証明書を発行し、下記の要件や条件を伝達することとします。

[伝達すべき要件]

- ・ 外来生物法第5条第1項の規定に基づく飼養等の許可を国から得ていること（許可要件は下記のとおり）
- ・ 捕獲されたヌートリアを速やかに引き取ることができること
- ・ 一定期間ごとに、引取りをされた個体の飼養等の状況（例えば、個体の大きさ、重量の情報、取扱いの状況及び当該内容を示した写真）について市町に報告すること

[参考：防除された個体等の引取飼養等の許可要件（環境省通知）]

- ・ 飼養等をしようとする特定外来生物が哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものであること
- ・ 許可後の取扱方法に関し、「野外での散歩不可」といった規制内容について、許可申請者が充分理解していること
- ・ 次の事項を飼養等許可条件として付すことを許可申請者が了承すること
 - 飼養等をすることのできる数量の上限を定めること
 - 不妊去勢手術等の繁殖制限措置を実施すること
 - 特定外来生物の譲渡元から、防除で捕獲した個体である旨等の譲渡の経緯を明らかにした証明書を得ること
 - マイクロチップを基本に、許可を受けていることを明らかにする措置を

講じること

- 一定期間ごとに、引取りをされた個体の飼養等の状況（例えば、個体の大きさ、重量の情報、取扱いの状況及び当該内容を示した写真）について主務大臣に報告すること
- 地方公共団体等からの要請があった場合、許可を受けた上限までの頭数については積極的に引き取ること

(参考) 処分に関する参考指針

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく「動物の処分方法に関する指針」
(平成7年7月4日総理府告示第40号)

処分動物の処分方法は、「化学的又は物理的方法により、できる限り処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること。」とされています。

また、具体事例として「動物の処分方法に関する指針の解説」(平成8年動物処分法関係専門委員会編、(社)日本獣医師会発行)や米国獣医学会(AVMA)により安楽死に関するガイドラインが報告されており、これらを参考に対処することとします。

⑥ 殺処分後の個体処理

山野に放置せずに、速やかに処分することとします。この場合、感染症の危険性等を勘案し、原則として本市の収集事業課で収集後、動物霊園で焼却することとし、やむを得ず埋葬する場合は、悪臭の発生や感染症など公衆衛生に配慮するとともに、野生動物による掘り返しがないよう留意するものとします。

(2) 捕獲の記録及び報告

捕獲従事者は、様式第3号により、1回の捕獲ごとに有害鳥獣捕獲活動報告書を作成し、本市農水産課に提出するものとします。

本市農水産課は、有害鳥獣捕獲活動報告書を基に、環境省作成の「捕獲情報収集システム」に入力を行うことにより、所管の県民局担当課と情報共有を行います。

(3) モニタリング

本市は、生息状況、被害状況及び捕獲状況を適切にモニタリングし、捕獲の進捗状況を点検するとともに、その結果を捕獲の実施に適切に反映するよう努めます。

- ① 住民や捕獲従事者から収集したヌートリアの目撃情報、捕獲情報を本市独自の「鳥獣目撃・捕獲情報記録簿 (Excel ファイル)」にデータ保存し、所管の県民局から要請があった場合は、データを提供することとします。
- ② 捕獲した個体は、できる限り捕獲個体調査、感染症調査等に提供し、科学的知見の蓄積に役立てます。

(4) 侵入の予防措置及び被害発生防止措置

自治会や農会等地域ぐるみで、ヌートリアの生態を踏まえた予防措置、被害発生防止に取り組むなど県民の積極的な参画と協働により、被害の事前回避、軽減を図ります。

① 侵入の予防措置

ア 誘引条件の排除

次のことを普及啓発します。

- ・ 農作物の未収穫物、落果実等を農地に放置しない。
- ・ 犬や猫などペットの残り餌を放置しない。
- ・ 残飯を屋外に放置しない。
- ・ ゴミ集積場ではゴミを出す時間を厳守し、ネットをかける。

② 被害発生防止措置

ア 防護柵の設置

ヌートリアの防護柵としては、通常金網やその他網等でも効果があると思われますが、現在アライグマによる被害（通常金網では登る、噛み切る、くぐるなどにより効果がないため。）と同時に防ぐ意味合いから、最も効果があるとされている電気柵の設置が有効な手段となります。

- ・ 電気柵の場合には、周囲の安全に充分注意するものとします。また、草が架線に接触すると漏電のため通電しないため、草刈りを行うか、地面から数 10cm にトタンを設置し架線を地面から離すことを普及啓発します。

8 調査研究

防除実施計画の策定に当たっては、県立森林動物研究センターによる調査結果を参考にしました。今後も効果的な防除手法の検討、生息実態・被害実態の把握等について、関係研究機関の協力を得て調査研究を進めるものとします。

9 普及啓発

多くの県民が、自然や生物多様性、外来生物などに関する正しい知識を持ち、外来生物問題発生の原因を認識した上で、県民の参画と協働によって防除が効果的に実施されるよう、広報パンフレットの作成、インターネットによる情報提供、セミナー・環境学習（他機関が行うものを含む）などを行うこととします。

【普及啓発のポイント】

(1) ヌートリア問題発生背景

- ① ヌートリアは、軍服用の毛皮を生産する目的で移入されたものが野生化したり、毛皮ブームで飼育が流行した後、毛皮価格の暴落に伴い野に放たれて野生化しました。今日の様々な被害の発生は、そのことが起因していると言えます。
- ② 外来生物被害予防三原則である「入れない・捨てない・拡げない」を遵守し、多様な在来種が棲む、バランスのとれた自然環境を守るという意識を高める必要があります。

(2) ヌートリア問題に対する私たちの責務

- ① 前述のとおり人間の責任ではありますが、ヌートリアがかわいそうだけでは問題は解決しません。東播磨地域の獣害で農業被害金額第一位のヌートリアによる被害は、もとはと言えば、人間が引き起こした責任であるからこそ、負の遺産を次世代へ引き継がないために、今を生きる私たちが解決へ向けて努力する必要があると考えます。
- ② 既に野生化しているヌートリアは、農林水産業の健全な発展や人間の生活環境、生態系の保全のため、外来生物法に基づく適切な防除（防護柵など被害発生予防措置と捕獲・処分(安楽死)）を進める必要があります。また、可能な場合、できる限り早期に排除することが、処分されるヌートリアの数と投資コスト（経費）が少なくて済むことになります。

市町名	明石市
-----	-----

番号	捕獲を行うエリア	従事者数	従事者氏名	従事者住所	区分	狩猟免許及び狩猟者登録		
						番号	交付年月日	交付機関名

※「狩猟免許及び狩猟者登録」欄は、上段に狩猟免許、下段に狩猟者登録の番号等を記入する。
免許を有しない従事者の場合は、兵庫県ヌートリア防除指針第 3 章の 3 の(1)の①に規定する講習を受けた年月日と講習実施機関を記入する。

様式第2号

第 号 明石市ヌートリア防除実施計画 に基づく捕獲従事者証 明石市長	注 意 事 項 1 当該従事者証は、ヌートリアの捕獲(見回り・餌の付け替え等の付随業務を含む)に際しては必ず携帯しなければならない。 2 当該従事者証は、従事者本人が厳重に保管し、他者に使用させてはならない。 3 捕獲従事者は、捕獲のつど有害鳥獣捕獲活動報告書(様式第3号)を明石市農水産課へ提出しなければならない。 4 当該従事者証は、捕獲期間終了後2週間以内に明石市長に返納しなければならない。																		
<table border="1"> <tr> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>目 的</td> <td>ヌートリアの捕獲</td> </tr> <tr> <td>捕獲区域</td> <td>明石市内全域</td> </tr> <tr> <td>捕獲期間</td> <td>令和3年4月1日より令和13年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>捕獲方法</td> <td>箱わなによる捕獲</td> </tr> <tr> <td>捕獲後の処置</td> <td>安楽死による処分後、焼却処分(収集事業課へ持込)</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table>	住 所		氏 名		生年月日		目 的	ヌートリアの捕獲	捕獲区域	明石市内全域	捕獲期間	令和3年4月1日より令和13年3月31日まで	捕獲方法	箱わなによる捕獲	捕獲後の処置	安楽死による処分後、焼却処分(収集事業課へ持込)	備 考		
住 所																			
氏 名																			
生年月日																			
目 的	ヌートリアの捕獲																		
捕獲区域	明石市内全域																		
捕獲期間	令和3年4月1日より令和13年3月31日まで																		
捕獲方法	箱わなによる捕獲																		
捕獲後の処置	安楽死による処分後、焼却処分(収集事業課へ持込)																		
備 考																			

(様式第3号)

令和 年 月 日

明石市長 様

(捕獲活動の責任者)

署名 _____

有害鳥獣捕獲活動報告書

有害鳥獣による捕獲活動について、下記のとおり報告します。

捕獲要望者氏名	
捕獲活動従事者	
対象鳥獣の種類	☐ アライグマ ☐ ヌートリア ☐ その他 ()
捕獲頭数	
捕獲日	令和 年 月 日
捕獲後の処分等	
備考 (捕獲カゴ等について)	